

各国・地域における放射線検査機関  
(ドイツ)

2011年4月1日  
 ジェトロ・デュッセルドルフ事務所  
 ジェトロ・ベルリン事務所

検査機関名	TÜV NORD Hamburg
所在地	Große Bahnstr. 31 22525 Hamburg
電話	+49-40-8557-2280
FAX	+49 40 8557 2429
E-mail	<a href="mailto:fmeissner@tuev-nord.de">fmeissner@tuev-nord.de</a> (head radiation protection Unit) <a href="mailto:alehnard@tuev-nord.de">alehnard@tuev-nord.de</a>
URL	<a href="http://www.tuev-nord.de">www.tuev-nord.de</a>
検査対象品	貨物全体放射線検査可能、特例に問い合わせ必要（非常に危険な貨物など）、粉末、また液体貨物検査では取り出すことが必要になる
検査に必要な検体量	固体：25g 液体：50ml
測定可能な放射性核種	汚染モニター検査によってアルファ放射線、ベータ放射線の総額 分光法検査（異常、希望の場合）：I-131, Cs-134, Cs-137 など
検査料	汚染モニター検査：50 ユーロ/日間　－アルファ放射線、ベータ放射線の 総額検査、ふき取り検査：各 31 ユーロ（割引可能）－分光法検査（異常、 希望の場合）：283 ユーロ－専門家費：125 ユーロ/時間
検査にかかる必要日数	貨物検査：3－8 時間（QS 証明書作成含む 24－48 時間）、 日曜日検査休暇 表面検査結果：同時
当該国政府の登録・認定・指定・検査機関か	登録なし、QS 証明書作成 汚染の場合：ドイツ税関、放射線防護局連絡勧める
相手国の規制等により陸揚げできない貨物の検査はどうなるのか、保税状態で検査可能か	保税状態で検査可能（ハンブルグ入港、発港経費含む）

【免責事項】

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提出した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではありません。また、各国・地域の状況は刻々と変わっておりますので、ご利用に当たっては当該国・地域の政府機関への確認をおすすめします。

Copyright © 2011 JETRO. All rights reserved.